

高齢者インフルエンザ定期予防接種を受けられる方へ（説明書）

～予防接種を受けられる方は、事前に必ずお読みください～

1. インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38 度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴うなど、重症になることがあります。

2. 予防接種の効果

インフルエンザ流行前のワクチン接種は、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効とされております。

3. 予防接種の対象者

次のいずれかの要件を満たす方

- ① 接種日に満 65 歳以上の方
- ② 接種日に満 60 歳から満 64 歳までの方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方。（身体障害者手帳 1 級相当）⇒手帳をご提示ください。

4. 助成額

県内契約医療機関で接種した場合、会計から市の助成額 1,000 円が差し引かれます。

※生活保護世帯の方は、緊急時医療依頼証の提示で無料となります。

5. 被接種者の責務

本予防接種事業は、予防接種法で、主に個人予防目的のために行うものであると規定されております。そのことから、本予防接種の対象者は、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととなります。

6. 接種時期

通常わが国のインフルエンザの流行は 12 月から 3 月が中心です。また、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約 2 週間後から約 5 か月とされています。したがって、より有効性を高めるために一般的には 10 月から 12 月中旬までの間に行うことが適当であるとされています。

7. 接種方法

「インフルエンザ HA ワクチン」を毎年度 1 回皮下に 0.5ml 注射します。

8. 接種後に注意すること

- ① インフルエンザワクチン接種後 24 時間は有害事象（健康状態の変化）の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種直後の 30 分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。

- ② 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けてください。
- ③ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を感じたら、速やかに医師の診察を受けてください。
- ④ ③の場合において、医師の診察を受けたときは、速やかに下記担当課までご連絡ください。
- ⑤ 予防接種当日の入浴は差し支えありません。

9. 予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、37.5 度以上の発熱がある方。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方。
- ③ 予防接種液の成分によってアナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫など）を起こしたことが明らかな方。
- ④ 過去にインフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱があった方、および全身性発疹などのアレルギーを疑う症状が出た方。
- ⑤ その他、医師により、予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断された方。

10. 予防接種を受けるにあたって特別な注意が必要な方

以下に該当する方は、必ず事前に接種医師と相談の上、接種を受けてください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する方。
- ② 過去にけいれんを起こした方。
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けた方、および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する方。
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分や鶏卵・鶏肉・その他鶏由来のものに対してアレルギーを起こすおそれがある方。

11. 他の予防接種を受けている場合の接種間隔

インフルエンザの予防接種を受ける前後に他の予防接種を受ける場合、接種間隔の制限はありません。

12. 副反応について

まれに接種直後から数日中に発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、発赤、腫脹、疼痛などを認めることがあります。通常2～3日中に消失します。

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫など）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症などがあらわれたとの報告もあります。

上記以外にも、副反応と思われる症状がみられたら、速やかに医師の診察を受けてください。

13. 健康被害救済制度について

本予防接種を受けたことにより健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度があります。詳しくは下記担当課へお問い合わせください。